

人権施策に関する
宿毛市総合計画（案）
（第1次改訂版）

～お互いを尊重しあい、
共にいきる社会づくり～



令和5（2023）年3月
宿毛市

はじめに

宿毛市では、一人ひとりの人権が尊重される社会をつくること、すべての市民の共通の願いであると考え、平成 11（1999）年 4 月「宿毛市人権尊重の社会づくり条例」を施行、平成 18（2006）年 3 月には「人権施策に関する宿毛市総合計画」を策定し、身近な 7 つの人権課題（同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、HIV 感染者等）を掲げ、人権教育・啓発等の取組を推進してまいりました。

しかし、社会には、依然として様々な人権問題が存在し、近年では人権を取り巻く環境が変化し、犯罪被害者への二次的な被害や、インターネット上での悪質な書き込み、被災者や性的マイノリティに対する差別や偏見等、新たな人権課題が生じています。

また、平成 27（2015）年には、国連サミットにて SDGs（持続可能な開発目標）が採択され、そこで示された具体的な 17 のゴールは、どれも「人が生きること」と関連しており、人権尊重の考え方が基本にあります。

このような状況の中、本市では令和 2（2020）年にアンケートによる市民意識調査を実施し、現時点における人権についての意識や行動、意見等に沿った「人権施策に関する宿毛市総合計画」（第 1 次改訂版）を策定することといたしました。

今後は、本計画に基づき、人権を取り巻く様々な課題に対し、市民の皆様と共働して「人権尊重の社会づくり」の理念の実現に向け、部落差別をはじめとするあらゆる人権に関する問題への取組を積極的に推進してまいります。

おわりになりましたが、本計画の改訂にあたり、「人権に関する市民意識調査」にご協力いただきました市民の皆様をはじめ、貴重なご提言を賜りました関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和 5（2023）年 3 月

宿毛市長 中平 富宏

目 次

1	策定の背景	1
	(1) 国際的な流れ	1
	(2) 国・県の取り組み	1
2	宿毛市における人権施策と策定の趣旨	2
3	基本理念	3
4	計画の位置付け	4
5	身近な課題への対応	5
	(1) 同和問題（部落差別）	5
	(2) 女性	10
	(3) 子ども	14
	(4) 高齢者	17
	(5) 障害者	20
	(6) 外国人	24
	(7) HIV感染者等	26
	(8) 犯罪被害者等	30
	(9) インターネットによる人権侵害	32
	(10) 災害と人権	34
	(11) 性的指向・性自認	37
	(12) その他の人権課題	40
6	推進体制	42
資料編		
	宿毛市人権尊重の社会づくり条例	44
	宿毛市人権尊重の社会づくり条例施行規則	45
	宿毛市人権尊重の社会づくり協議会委員名簿	46

1 策定の背景

(1) 国際的な流れ

昭和 23 (1948) 年 12 月 10 日、第 3 回国連総会において「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とする、「世界人権宣言」が採択され、その後、この宣言は、今日私たちが人権を考えるうえでの大きな拠りどころとなっており、「国際人権規約」をはじめ、多くの条約や規約が採択され取り組んできました。

また、国連は、平成 6 (1994) 年 12 月の国連総会において、平成 7 (1995) 年から平成 16 (2004) 年までを「人権教育のための国連 10 年」とする決議を採択し、平成 17 (2005) 年 7 月には、行動計画の後継計画である「人権教育のための世界計画」の決議を採択するなど、人権に関する国際的な取り組みが次々と進められてきました。

さらに、平成 27 (2015) 年の国連総会では、令和 12 (2030) 年までの国際目標として「持続可能な開発目標 (SDGs)」が採択され、「地球上の誰一人取り残さない」「すべての人々の人権の実現」を目指すものとなっており、持続可能な社会の実現に向けた取り組みが進められています。

(2) 国・県の取り組み

わが国においては、国連で採択された「国際人権規約」をはじめ、人権に関する条約に加入するなど、国際社会の一員としての取り組みが進められてきました。

また、人権尊重の国際的な潮流を受けて、「男女雇用機会均等法」や「人権擁護施策推進法」など、人権に関する国内法の整備などが行われる一方、平成 9 (1997) 年 7 月 4 日、憲法で定める基本的人権の尊重の原則や「人権教育のための国連 10 年」などの趣旨に基づき、わが国において人権という普遍的文化を構築するため、「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」が策定されました。

平成 12 (2000) 年に、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、これに基づき、平成 14 (2002) 年には、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、人権教育・啓発を推進してきました。

こうした法整備が進む一方で、ハイトスピーチやいじめ、インターネットによる人権侵害等、新たな人権課題が生じてきたことを背景に、平成 28 (2016) 年には、差別解消三法「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 (ハイトスピーチ解消法)」、「部落差別の解消の推進に関する法律 (部落差別解消推進法)」が施行されました。

また、国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の国内の体制整備として、平成28（2016）年に「SDGs推進本部」を設置し、ジェンダーの主流化・女性の活躍推進、ダイバーシティ・バリアフリーの推進、子どもの貧困対策等、具体的な取組が盛り込まれ、SDGs達成のため、国際社会に共有・展開する取り組みを推進しています。

本県においては、平成7（1995）年に、高知県議会において、人権尊重の地域社会を目指す「人権宣言に関する決議」が行われ、平成10（1998）年4月には「高知県人権尊重の社会づくり条例」を施行し、同年7月に、「人権教育のための国連10年高知県行動計画」を策定しています。平成12（2000）年3月には、あらゆる人権に関する問題の解決に向けて、全ての県民が自主的に取り組むよう意識の高揚を図るため「高知県人権施策基本方針」が策定され、あらたな人権課題が加えられ、平成31（2019）年3月の第2次改訂版では、「同和問題」「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「HIV感染者等」「外国人」「犯罪被害者等」「インターネットによる人権侵害」「災害と人権」「性的指向・性自認」「その他の人権課題」の12の人権課題について、人権教育・啓発活動に取り組んでいます。

2 宿毛市における人権施策と策定の趣旨

本市では、これまでも、すべての人の人権が尊重される明るい社会の実現を目指して、市民啓発及び人権教育の推進に鋭意取り組んできました。

平成6（1994）年12月、宿毛市議会において、人権尊重の社会を目指す「人権擁護都市宣言」が決議され、平成11（1999）年4月には「宿毛市人権尊重の社会づくり条例」を施行しております。

全庁的に人権行政を推進することを目的に平成16（2004）年に「宿毛市人権行政推進本部」を設置し、平成18（2006）年3月には「人権施策に関する宿毛市総合計画」を策定し、社会の様々な分野における人権課題の解決に向け推進してきました。

しかしながら、現実には、同和問題や女性の地位の向上、子どものいじめや虐待、高齢者や障害者への差別に加え、インターネットによる人権侵害や、性的指向・性自認など、解決していかなければならない多くの課題が残されています。

こうした現状を踏まえ、令和2（2020）年に人権に関する市民意識調査を実施し、本計画の見直しを図り、「人権施策に関する宿毛市総合計画」（第1次改訂版）を作成し、更なる人権意識の高揚及び人権施策の推進に努めることとしました。

3 基本理念

昭和 23（1948）年に「世界人権宣言」が採択されてから 74 年が経過しました。

この間に、「世界の自由・平等・平和を実現するためには、すべての人の人権が尊重されなければならない。」という「世界人権宣言」の理念は、人権に関する多くの宣言や条約となって実を結び、国際社会における大きな潮流となってきました。

しかしながら、今日においてもなお、同和問題をはじめとする様々な人権問題が発生し、多くの課題が残されております。

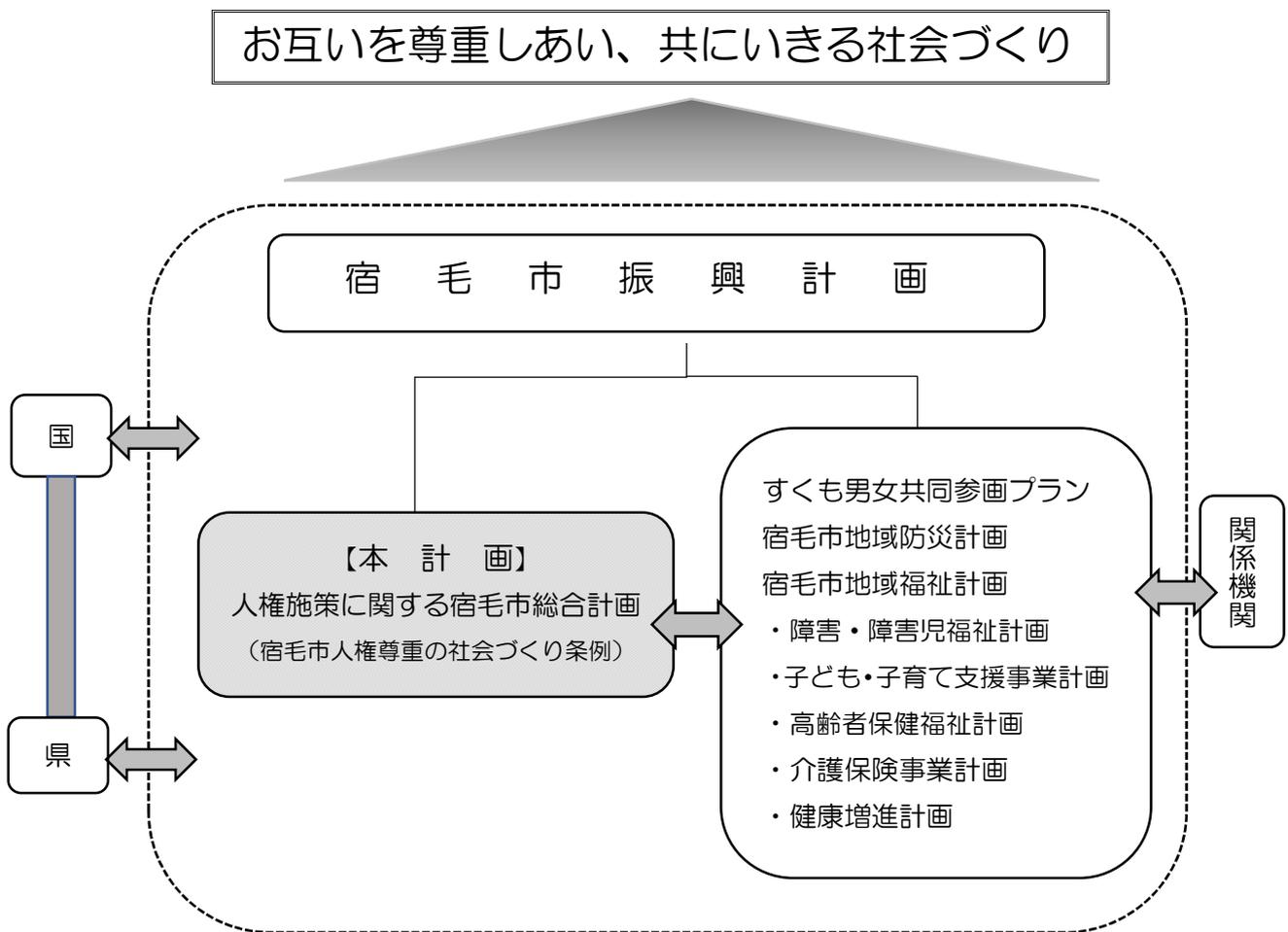
それらの課題を解決していくためには、子どもの頃からの系統立てた人権学習をし、家庭・地域・学校・職場等あらゆる場において市民一人ひとりが社会の一員として、「お互いを尊重しあい、共に生きる社会づくり」に取り組んでいくことが必要です。

この計画は、様々な人権の中から、市民にかかわりが深く、身近な人権問題である同和問題・女性・高齢者・子ども・障害者・外国人・HIV 感染者、ハンセン病、LGBTQ 等の現状と課題について明らかにし、市民一人ひとりが人権について正しい認識と理解を深め、人権が尊重される社会をつくるために行動することを目指すものです。

4 計画の位置付け

本計画は、「宿毛市人権尊重の社会づくり条例」に基づく「人権に関する総合計画」として位置付けられます。本市におけるあらゆる人権課題の解決と、すべての人の人権が尊重される社会の実現に向け、宿毛市振興計画をはじめ、その他の関連計画との整合性にも配慮するものです。

さらに、国や県、各種関係機関とも連携を図り、計画の推進を図っていきます。



5 身近な課題への対応

(1) 同和問題（部落差別）

現状と課題

同和問題（部落差別）は、わが国固有の重大な人権問題です。

日本国民の一部の人々が、そこに生まれたというただそれだけの理由によって、長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられてきました。そして、結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたり、日常生活のうえで様々な差別を受けてきました。

国及び地方自治体は、昭和 40（1965）年の同和对策審議会答申による、同和問題の解決は「国の責務であり、同時に国民的課題である」との認識に立ち、今日まで関係諸施策を推進してきました。

本市においても、昭和 44（1969）年の「同和对策事業特別措置法」の制定以降、同和对策事業の推進を図るとともに、同和教育並びに啓発を推進してきました。その結果、生活環境の改善あるいは人権意識の高揚等、一定の成果を上げてきました。

しかしながら、差別意識は完全に解消しておらず、差別発言や差別落書き、就職差別等が後を絶ちません。さらに近年においては、インターネット上に同和地区を特定し差別的な取扱いを誘発するような書込みをする行為も発生しています。

そうした状況を踏まえ、国は、この問題への国民への理解を深め、部落差別のない社会を実現することを目的として、平成 28（2016）年に「部落差別の解消の推進に関する法律」を施行しました。

令和 2（2020）年度に実施した「人権に関する市民アンケート調査」の結果では、「同和地区ということを感じたり、意識したりすることがある」という問いに対し、「ない」と回答した人が約 7 割を占める一方で、「ある」と答えた方について、「それはどのようなときか」との問いについては、「結婚する時」を筆頭に、「隣近所との交際」「雇用・同じ職場で働く」の回答が多く、同和地区や同和地区出身者に対する誤解や、偏見に関する回答が見られました。

誤解や偏見によって差別が継承されていくことのないよう、同和問題に対する正しい認識や理解の普及を図っていくことが求められています。

今後の取り組み

部落差別の解消に向け、部落の歴史や実態を学び、市民が正しい認識をもち、人権尊重の意識が確立されるよう、幼少期からの必要な教育・啓発活動を推進します。

- ① 広報等により、同和問題（部落差別）に対する正しい認識と理解を深めるための啓発を実施する。
- ② 市民が参加する人権教育推進組織等を育成し、職場、家庭、地域の人権教育を推進する。
- ③ 「部落差別をなくする運動」強調旬間や「人権週間」を中心に、関係団体等の連携を図り、多くの市民が気軽に参加できる事業を実施する。
- ④ 人権教育推進講座を計画的に実施し、指導者の養成に努める。
- ⑤ 企業及び市民に対し、市が実施する同和問題（部落差別）に関する教育、啓発活動への参加と協力を要請する。
- ⑥ 市職員及び教職員に対し、同和問題（部落差別）への理解を深めるための研修を推進する。
- ⑦ 学校教育において、共通教材を積極的に活用するなど、学校間格差の解消と人権教育の向上を図る。
- ⑧ 小・中学校の連携を密にし、子どもの発達段階に応じた系統的な人権教育を推進する。
- ⑨ 隣保館を、周辺地域を含めた住民交流の拠点となるコミュニティーセンターとして活用する。
- ⑩ 人権相談や生活相談を実施する中で、被差別地区住民の自立支援と社会福祉の向上、部落差別の実態の把握に努める。

☆ 法律の変遷

昭和 44（1969）年～昭和 54（1979）年 同和对策事業特別措置法

昭和 54（1979）年～昭和 57（1982）年 同和对策事業特別措置法一部
改正延長

昭和 57（1982）年～昭和 62（1987）年 地域改善対策事業特別措置法

昭和 62（1987）年～平成 4（1992）年 地域改善対策特定事業に係る国の
財政上の特別措置に関する法律（地对財特法）

平成 4（1992）年～平成 9（1997）年 地对財特法一部改正延長

平成 9（1997）年～平成 14（2002）年 地对財特法一部改正延長

平成 28（2016）年 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）

☆ 「部落差別をなくする運動」強調旬間 7月 10日～20日

同和問題の解決に向け、市民一人ひとりが取組みを進めていく必要があることを広く市民にアピールするため、人権啓発パレードや講演会を実施しています。

☆ 人権週間 12月 4日～10日

人権週間中の行事として、広く市民の方々に参加していただける「人権啓発フェスティバル」や児童・生徒による「人権に関する意見発表会」を開催しています。

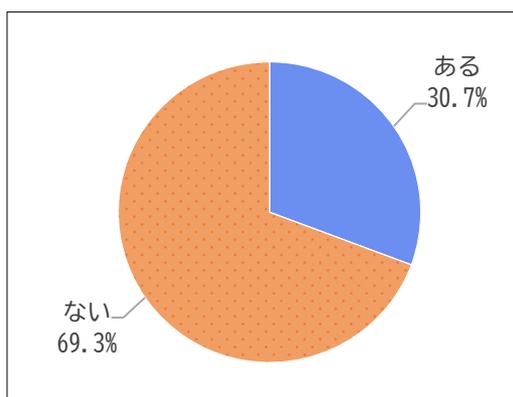
市民意識調査結果表

問 17 あなたは、同和地区ということに気がしたり、意識したりすることがありますか。 【いずれかに○】

■全体

「ない」が69.3%、「ある」が30.7%となっている。

カテゴリ	件数	全体	無回答除外
①ある	214	30.4%	30.7%
②ない	482	68.5%	69.3%
<無回答>	8	1.1%	
合計	704	100.0%	696



【参考】高知県調査

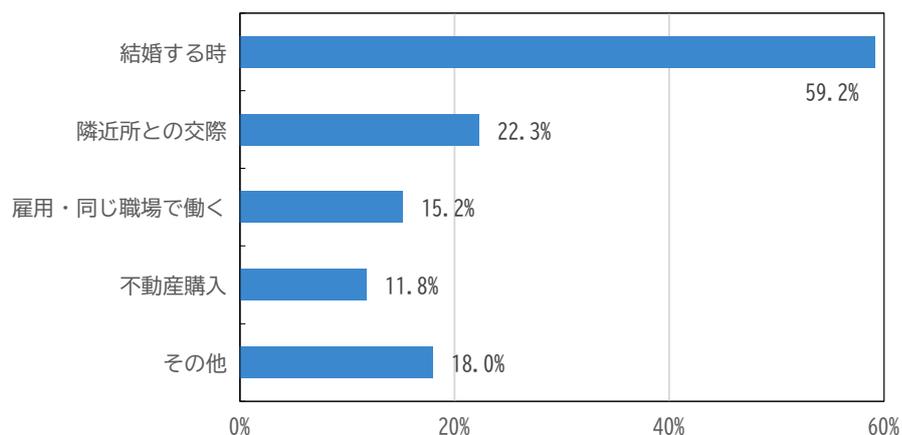
ない 55.3%

問17-1 問17で「ある」とお答えいただいた方に質問します。どのようなときに
 気にしたり意識したりすることがありますか。 【〇はいくつでも】

■全体

「結婚する時」が59.2%で最も高く、県の調査と比較しても高くなっている。次いで、「隣近所との交際」22.3%、「その他」18.0%となっている。

カテゴリ	件数	全体	無回答 除外
①結婚する時	125	58.4%	59.2%
②隣近所との交際	47	22.0%	22.3%
③雇用・同じ職場で働く	32	15.0%	15.2%
④不動産購入	25	11.7%	11.8%
⑤その他	38	17.8%	18.0%
<無回答>	3	1.4%	
合計	214		211



【参考】高知県調査

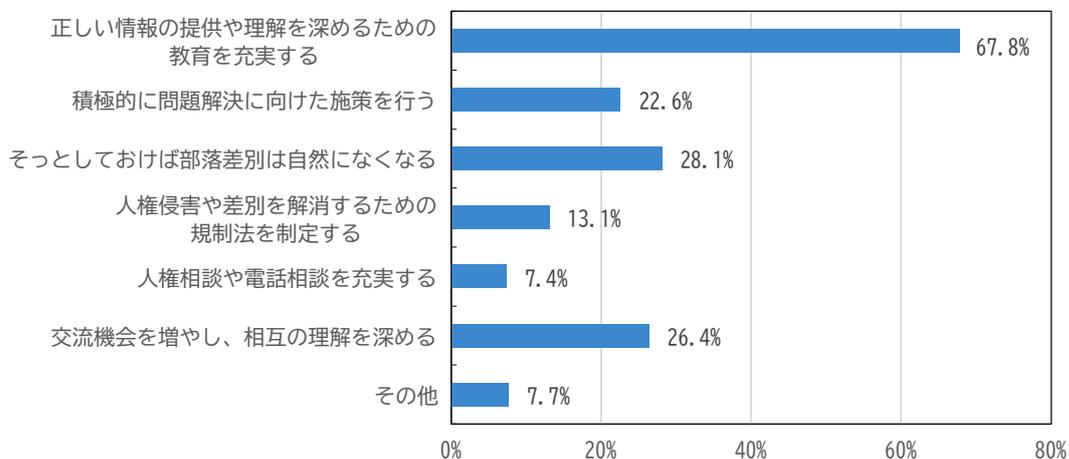
結婚する時 27.2%、その他 3.1%

問 19 あなたは、同和問題を解決するためには、特にどのようなことが大切だと思いますか。 【〇は3つ以内】

■全体

「正しい情報の提供や理解を深めるための教育を充実する」が67.8%と最も高い。次いで「そっとしておけば部落差別は自然になくなる」28.1%、「交流の機会を増やし、相互の理解を深める」26.4%であった。

カテゴリ	件数	全体	無回答除外
①同和問題に対する正しい情報の提供や理解を深めるための教育を充実する	465	66.1%	67.8%
②行政の主体性を確立し、積極的に問題解決に向けた施策を行う	155	22.0%	22.6%
③「同和地区」のことなど口に出さず、そっとしておけば部落差別は自然になくなる	193	27.4%	28.1%
④人権侵害や差別を解消するための規制法を制定する	90	12.8%	13.1%
⑤人権相談や電話相談を充実する	51	7.2%	7.4%
⑥交流機会を増やし、相互の理解を深める	181	25.7%	26.4%
⑦その他	53	7.5%	7.7%
<無回答>	18	2.6%	
合計	704		686



【参考】高知県調査

(単一回答)

同和地区に対する正しい理解を深め人権を守るための教育・啓発活動を推進する 37.2%

同和地区のことなど口に出さず、そっとしておけば部落差別は自然になくなる 29.0%

(2) 女性

現状と課題

昭和 54（1979）年、第 34 回国連総会で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」では、女性に対する差別は「権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものである。」と明記されています。

この条約では、性別による固定的な役割分担意識や、個人や、組織、企業による女性差別の撤廃、女性に対する差別となる既存の法律や規則、地域社会における慣行や慣習の見直し、廃止が求められ、女性の人権という概念が、具体性を持つことになりました。

また、平成 27（2015）年の、国連サミットで採択された SDGs（持続可能な開発目標）においても、ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）平等は、全ての目標の根幹に位置付けられており、常にジェンダーの視点に立った取り組みが求められています。

国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが、国際社会における取り組みと連動しつつ、着実に進められてきました。平成 11（1999）年に、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる、豊かで活力ある社会を実現するために「男女共同参画社会基本法」が制定され、雇用分野においても、「女子差別撤廃条約」の批准後に、昭和 61（1986）年に「男女雇用機会均等法」、平成 27（2015）年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が施行されました。

本市においても、平成 15 年度に「すくも男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みをしてきました。

しかしながら、女性の社会参画は少しずつ進んでいるものの、家庭や職場、地域社会において、「男だから、女だから」といった性別役割分担意識が根強く残るとともに、社会生活のさまざまな場面において、夫やパートナーからの暴力であるDV（ドメスティック・バイオレンス）やセクシャル・ハラスメント等、女性に対する人権侵害が存在しています。

令和 2（2020）年度に実施した「人権に関する市民アンケート調査」結果では、「女性の人権を守るために特に必要なことは」という問いに対し、「男女が共に働きながら家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する」と回答した人の割合が最も高く、次いで「男女平等意識に関する教育を充実する」「女性に対する犯罪の取り締まりを強化する」となっており、今後は、女性の人権が保障され、性別にとらわれることなく、その個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指した条件整備や環境づくりはもとより、家庭や職場、地域において、さまざまな差別の原因について学習し、社会の対等な構成員として、男女がともに意識と行動を変えていくことが重要です。

今後の取り組み

- ① 男女平等教育の徹底や、男女混合名簿の推進など、人権教育の充実・普及・啓発を図る。
- ② 女性に対するDVやセクシャル・ハラスメント等の人権侵害の発生を防止するため、啓発活動を推進するとともに、各種救済機関との連携に努める。
- ③ 女性に対する偏見や差別意識を解消し、固定的な役割分担意識を払拭するために、男女共同参画についての教育、啓発活動を充実させる。
- ④ 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等のため、男女のバランスに配慮した人員配置の推進等、啓発の充実を図る。
- ⑤ 安心して子育てや介護ができるよう、母性保護と健康の増進を図るとともに、保育サービスの充実を図り、子育て及び介護に関する情報提供に努める。
- ⑥ 審議会等や管理職への女性の登用推進や、職域及び業務の平等化の推進に努め、女性の社会活動の促進を図る。
- ⑦ 男女共同参画を進める講座等を実施し、職場・地域における性別による不平等の是正に努める。

※ 「セクシャル・ハラスメント」とは、相手の意思に反した性的な言動により、仕事を遂行する上で一定の不利益を与えたり、就業環境等を悪化させること。

※ 「DV（ドメスティック・バイオレンス）」とは、配偶者や恋人など親密な関係にある、又は過去に親密な関係にあった人から受ける身体的又は精神的な苦痛を与える暴力や虐待のこと。

- ☆ 国際婦人年 昭和 50（1975）年
- ☆ 女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）
国連での採択年月日 昭和 54（1979）年 12 月 18 日
日本での批准年月日 昭和 60（1985）年 6 月 25 日
- ☆ 男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律） 昭和 61（1986）年施行
- ☆ 男女共同参画社会基本法 平成 11（1999）年 6 月 23 日公布、施行
// （第2次）平成 17 年(2005 年)12 月 27 日 閣議決定
- ☆ ストーカー行為等の規制等に関する法律 平成 12 年（2000 年）施行
- ☆ DV 禁止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）
平成 13（2001）年施行
- ☆ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）
平成 27（2015）年施行

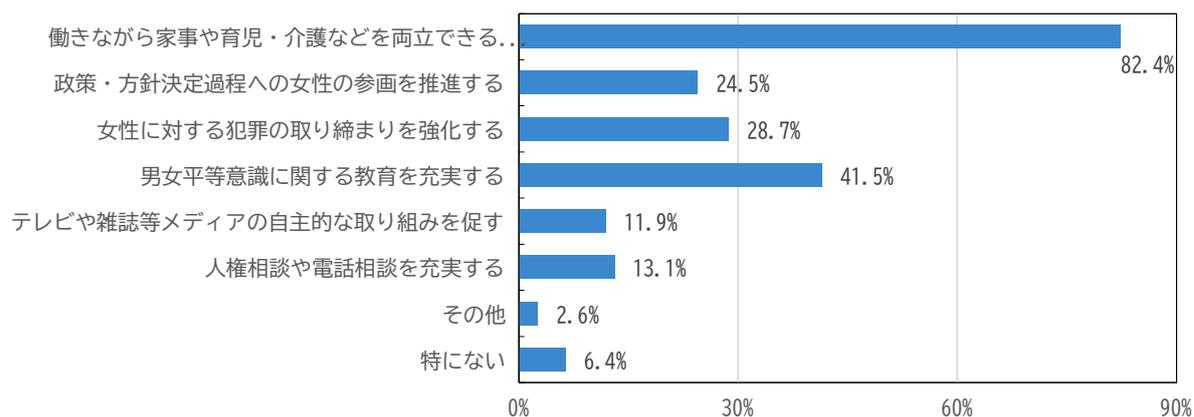
市民意識調査結果表

問 11 あなたは、女性の人権を守るために特に必要なことは、どのようなこと
だと思えますか。 【〇は3つ以内】

■全体

「働きながら家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する」が82.4%と最も高く、次いで「男女平等意識に関する教育を充実する」41.5%、「女性に対する犯罪の取り締まりを強化する」28.7%となっている。

カテゴリ	件数	全体	無回答除外
①男女が共に働きながら家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する	631	80.2%	82.4%
②政治や経済等の分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進する	188	23.9%	24.5%
③女性に対する犯罪の取り締まりを強化する	220	28.0%	28.7%
④男女平等意識に関する教育を充実する	318	40.4%	41.5%
⑤女性の人権を尊重した表現がされるよう、テレビや雑誌等メディアの自主的な取り組みを促す	91	11.6%	11.9%
⑥人権相談や電話相談を充実する	100	12.7%	13.1%
⑦その他	20	2.5%	2.6%
⑧特にない	49	6.2%	6.4%
<無回答>	21	2.7%	
合計	787		766



【参考】高知県調査

働きながら家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する 68.1%

男女平等に関する教育を充実する 31.1%

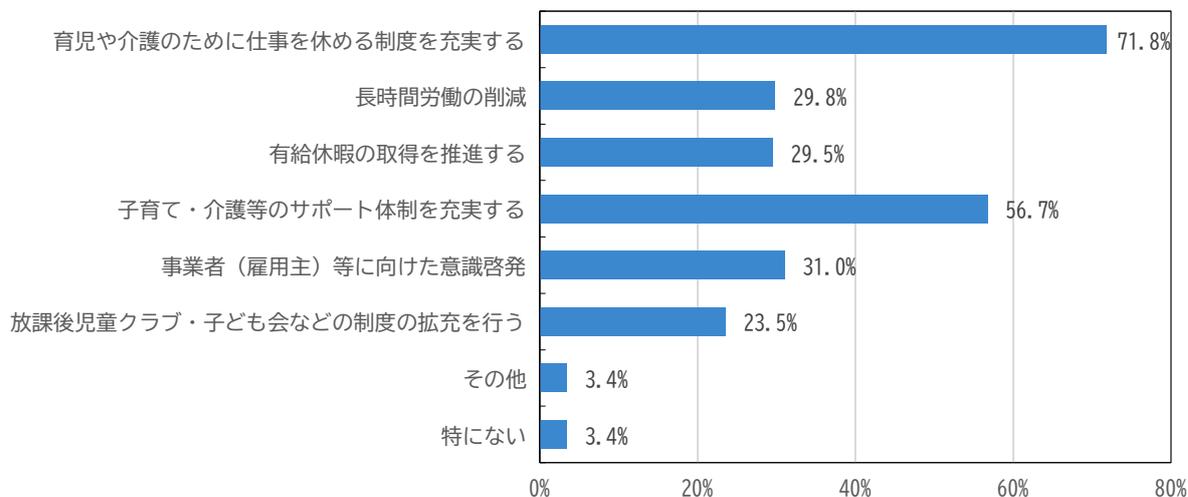
女性に対する犯罪の取り締まりを強化する 14.5%

問 12 あなたは、男女が共に仕事と家庭を両立できる社会を目指すために特に必要なことはどのようなことだと思いますか。【〇は3つ以内】

■全体

「育児や介護のために仕事を休める制度を充実する」が71.8%と最も高く、次いで「子育て・介護等のサポート体制を充実する」56.7%、「事業者(雇用主)等に向けた意識啓発」31.0%となっている。

カテゴリ	件数	全体	無回答除外
①育児や介護のために仕事を休める制度を充実する	547	69.5%	71.8%
②長時間労働の削減	227	28.8%	29.8%
③有給休暇の取得を推進する	225	28.6%	29.5%
④子育て・介護等のサポート体制を充実する	432	54.9%	56.7%
⑤事業者(雇用主)等に向けた意識啓発	236	30.0%	31.0%
⑥放課後児童クラブ・子ども会などの制度の拡充を行う	179	22.7%	23.5%
⑦その他	26	3.3%	3.4%
⑧特にない	26	3.3%	3.4%
<無回答>	25	3.2%	
合計	787		762



【参考】高知県調査

育児や介護休業制度の取得しやすい環境を推進する 73.0%

(3) 子ども

現状と課題

「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)には、すべての子どもは、人種や性、出身はもとより、意見、障害、経済状況等でいかなる差別も受けることなく、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」「参加する権利」が保障されると規定されています。

しかしながら、近年における少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、情報の氾濫など、子どもたちを取り巻く社会環境は変化しています。

本来、家庭は、子どもの豊かな情操や思いやり、善悪の判断などの基本的な倫理観や生活習慣を育む重要な役割を担う場ではありますが、今日、子育て家庭の孤立や、戸惑い、不安感など育児ストレス等を抱えている家庭が増え、児童虐待やヤングケアラーなどの子どもの権利を脅かす、様々な問題が顕在化しています。

また、学校では、依然として「いじめ」の問題があり、近年では、インターネット上による誹謗中傷なども増え、全国ではいじめを苦に自殺する事案が後を絶たない状況にあります。

令和2(2020)年度に実施した「人権に関する市民アンケート調査」結果では、「子どもの人権を守るために特に必要なことは」という問いに対し、「家庭・学校・地域が協力して子どもを見守る体制づくりをする」「家庭内での信頼関係を築く」「教職員の人間性、資質を高める」と回答した人の割合が4割前後と高く、家庭や地域、学校が相互に連携し、子どもの人権を尊重する取り組みを進めることが求められています。

そのためには、子どもにかかわる行政、地域、企業、団体、学校、家庭等が連携し、総合的に取り組む必要があり、子どもの人権に関する意識啓発や、人権教育を推進し、安心・安全に成長できる環境づくりを図ります。

今後の取り組み

- ① 子どもの人格や個性、権利を尊重するための啓発活動を推進する。
- ② 子ども自身を対象とした子どもの権利条約の啓発、教育と普及に取り組む。
- ③ 子どもたちが心身ともに健やかに育つよう関係機関が連携をとり、子育て支援を行う。
- ④ 保育所の職員や、幼稚園、学校の教職員の資質の向上を図るとともに、子どもの人権を大事にした保育園、幼稚園、学校づくりの支援に努める。
- ⑤ 子どもの健全な育成を図るため人権教育を通じて、家庭や地域における教育力向上への支援を行う。
- ⑥ 子育ての悩みや不安を軽減するための相談・支援体制の充実を図るとともに、地域全体で子どもや子育て家庭を見守るよう、子育て支援を行う。
- ⑦ 関係機関が連携し、児童虐待の早期発見に努め、子どもの救済と再発を防

止する。

- ⑧ いじめの防止、早期発見及び適切な対応に向け、学校・地域・関係機関と連携の下、総合的な取り組みを推進する。

※ 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

国連での採択年 平成元（1989）年

日本での批准年 平成6（1994）年

☆ 高知県子ども条例制定 平成16（2004）年

高知県子ども条例改正 平成25（2013）年

☆ 宿毛市子ども・子育て支援計画 平成27（2015）年

宿毛市子ども・子育て支援計画（第2期）令和2（2020）年

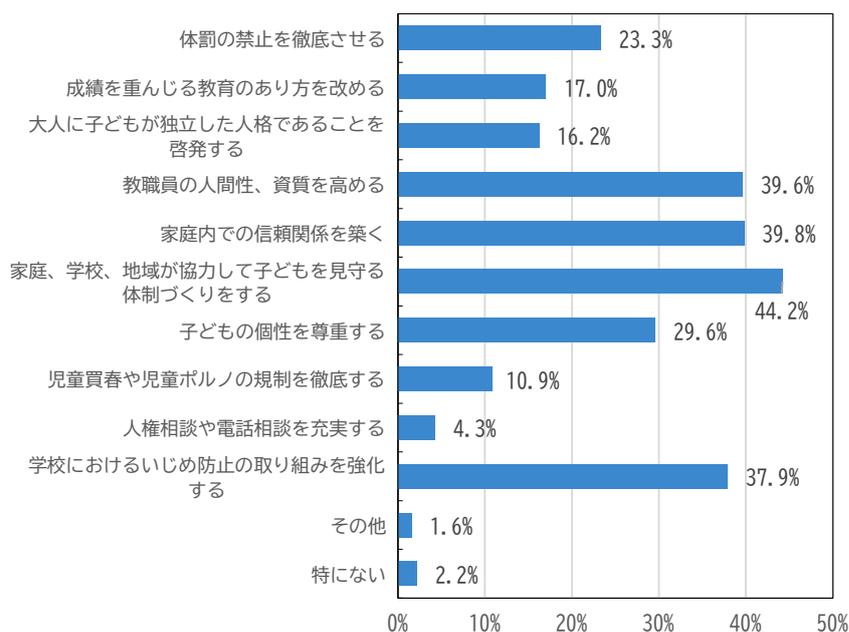
市民意識調査結果表

問 13 あなたは、子どもの人権を守るために特に必要なことはどのようなことだと思いますか。 【〇は3つ以内】

■全体

「家庭、学校、地域が協力して子どもを見守る体制づくりをする」が44.2%と最も高く、次いで「家庭内での信頼関係を築く」39.8%、「教職員の人間性、資質を高める」39.6%、「学校におけるいじめ防止の取り組みを強化する」37.9%となっている。

カテゴリ	件数	全体	無回答除外
①体罰の禁止を徹底させる	180	22.9%	23.3%
②成績を重んじる教育のあり方を改める	131	16.6%	17.0%
③大人に子どもが独立した人格であることを啓発する	125	15.9%	16.2%
④教職員の人間性、資質を高める	305	38.8%	39.6%
⑤家庭内での信頼関係を築く（子どもが安心できる環境をつくる）	307	39.0%	39.8%
⑥家庭、学校、地域が協力して子どもを見守る体制づくりをする	341	43.3%	44.2%
⑦子どもの個性を尊重する	228	29.0%	29.6%
⑧児童買春や児童ポルノの規制を徹底する	84	10.7%	10.9%
⑨人権相談や電話相談を充実する	33	4.2%	4.3%
⑩学校におけるいじめ防止の取り組みを強化する	292	37.1%	37.9%
⑪その他	12	1.5%	1.6%
⑫特にない	17	2.2%	2.2%
<無回答>	16	2.0%	
合計	787		771



【参考】高知県調査

子育てに地域ぐるみでかかわる機運を育む 22.1%

家庭内の人間関係を安定させる 18.6%

教師の人間性、資質を高める 26.4%

(4) 高齢者

現状と課題

本市における65歳以上の高齢者人口率は、令和4年4月1日現在39.58%となっており、単身の高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯が年々増加するとともに、判断能力の低下や身体機能の減退等によって介護や支援を必要とする高齢者の数も増加しています。

また、核家族化などによって世代間の交流が希薄化するなか、高齢者世帯に対する様々な詐欺行為や消費者トラブルが問題化するとともに、介護を必要としている高齢者に対する、施設や家庭での身体的虐待や心理的虐待といった人権侵害も、大きな社会問題となっています。

さらに、豊かな経験や知識がありながらも、年齢を理由に仕事や社会的活動が制限されるなど、高齢者の自立を困難にしている現状があります。

一方、高齢者が地域で自主的に生きがいづくり活動に参加し、多くのボランティアの協力によって、介護予防や引きこもり防止を図るなど、地域福祉の実践がなされており、老人クラブ活動の取り組みも市内全域で積極的に行われています。

高齢者が社会を構成する一員であることを全ての人が認識し、人権が尊重され、誰もが自分らしく生活できる環境づくりと「地域で助け合い、支え合い、共に生きる」ことのできる「地域共生社会」の構築が求められています。

令和2(2020)年度に実施した「人権に関する市民アンケート調査」結果では、「高齢者の人権を守るために特に必要なことは」という問いに対し、「少ない負担で自由に移動できる交通手段を整備する」「在宅サービスや福祉施設・医療機関等の施設を充実する」「高齢者を地域で支える仕組みを整備する」の順に回答した人の割合が高くなっています。

今後は、保健・医療・福祉等の関係機関が連携を深め、高齢者を取り巻く様々な課題の解消に努め、高齢者が住みなれた地域で健康でいきいきとした生活を送れるような社会づくりを進めます。

今後の取り組み

- ① 高齢者の人権が尊重され生きがいを持って安心して生活できるよう、保健、医療、福祉等、総合的な諸施策を推進する。
- ② 見守り活動や避難行動支援など、人にやさしい地域づくりを推進する。
- ③ 高齢者の問題についての正しい認識を深めるため、市民啓発や広報活動を推進する。
- ④ 高齢者の学習、世代間交流の充実を図る。
- ⑤ 保健・医療・福祉等の関係機関が連携を深めるとともに、職員の人権教育を推進する。
- ⑥ 高齢者の健康づくりなど、自立活動の支援体制を確立する。

- ⑦ シルバー人材センターや老人クラブの育成、伝統文化あるいは生活経験などを、青少年に伝承する取り組みなど高齢者の社会参加と生きがい対策を積極的に推進する。
- ⑧ 宿毛市高齢者保健福祉計画及び宿毛市介護保険事業計画に基づいて介護保険事業の実施を図る。

- ☆ 高齢者問題国際行動計画 昭和 57（1982）年 国連採択
- ☆ 高齢社会対策基本法 平成 7（1995）年 12 月施行
- ☆ 介護保険法 平成 12（2000）年 4 月施行
- ☆ 宿毛市高齢者保健福祉計画及び宿毛市介護保険事業計画
平成 18（2006）年度～3 年毎に見直し
現在 第 8 期 令和 3（2021）年度～

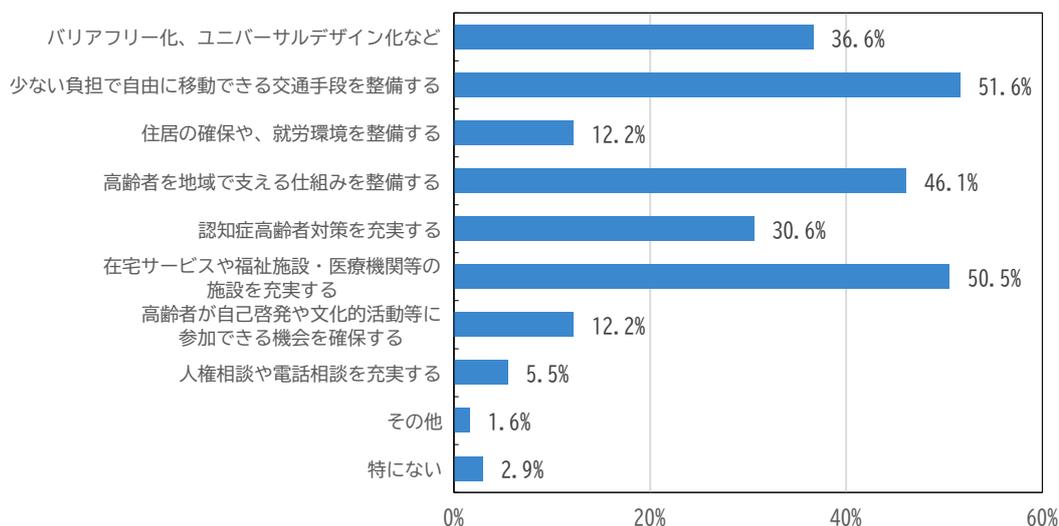
市民意識調査結果表

問 10 あなたは、高齢者の人権を守るために特に必要なことはどのようなことだと思いますか。 【〇は3つ以内】

■全体

「少ない負担で自由に移動できる交通手段を整備する」が51.6%と最も高く、「在宅サービスや福祉施設・医療機関等の施設を充実する」50.5%、「高齢者を地域で支える仕組みを整備する」46.1%となっている。

カテゴリ	件数	全体	無回答除外
①道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など	282	35.8%	36.6%
②少ない負担で自由に移動できる交通手段を整備する	397	50.4%	51.6%
③住居の確保や、就労環境を整備する	94	11.9%	12.2%
④高齢者を地域で支える仕組みを整備する	355	45.1%	46.1%
⑤認知症高齢者対策を充実する	236	30.0%	30.6%
⑥在宅サービスや福祉施設・医療機関等の施設を充実する	389	49.4%	50.5%
⑦高齢者が自己啓発や文化的活動等に参加できる機会を確保する	94	11.9%	12.2%
⑧人権相談や電話相談を充実する	42	5.3%	5.5%
⑨その他	12	1.5%	1.6%
⑩特にない	22	2.8%	2.9%
<無回答>	17	2.2%	
合計	787		770



【参考】高知県調査

少ない負担で自由に移動できる交通手段を整備する 52.4%

高齢者を地域で支える仕組みを整備する 36.3%

(5) 障害者

現状と課題

障害者基本法には、「全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する」と規定されています。

しかしながら、障害に対する理解や認識の不足などにより、今なお障害のある人やその家族が物理的、又は社会的な不利益を被ることがあり、自立や社会参加の妨げとなっている状況があります。また、何気ない言葉やしぐさ、視線等によって尊厳が傷つけられることもあることから、障害に対する理解を深め、障害の有無や、種別、年齢にかかわらず、それぞれの能力を活かしながら、共に支えあう「共生社会」を実現するための取り組みが求められます。

令和2（2020）年度に実施した「人権に関する市民アンケート調査」結果では、「関心のある人権課題」の設問において、「障害者」と回答した人が44.9%と最も多く、身近な人権課題として捉えられていることがうかがえます。また、「障害者の人権を守るために特に必要なことは」という問いに対しては、「道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化」が53.2%、「就労の支援や働く場の確保を図る」が47.0%「在宅サービスや福祉施設・医療機関を充実する」が43.2%と高くなっています。

本市においては、令和3年度に改訂した「第6期宿毛市障害福祉計画・第2期宿毛市障害児福祉計画」の基本理念である「安心して地域で自立した生活を継続できる社会の実現」を実効あるものとするため、障害や障害のある人に対する正しい知識を普及させるため、啓発活動の推進はもとより、地域社会で安心して暮らすことのできる相談支援体制や福祉サービスの充実を図る等、包括的な支援体制の構築に向け、取り組んでまいります。

今後の取り組み

- ① 障害や障害のある人に対する市民一人ひとりの理解と認識が図られるよう、市民啓発、広報活動を推進する。
- ② 障害のある人との交流や触れ合う機会の充実を図る。
- ③ 保健・医療・福祉・教育等の関係機関が連携し、障がいのある人が安心して生活を継続できる社会の実現を図る。
- ④ 道路や公共施設のバリアフリー化に努める。
- ⑤ 障害者及び関係団体の自主的な啓発、広報活動を支援する。
- ⑥ 障害福祉サービスの充実を図り、障害のある人やその家族の在宅生活を支援する。
- ⑦ 障害のある人の自立を図るため、障害の程度をはじめ、その人の状況に応じた雇用の促進に努める。
- ⑧ 関係団体との連携や情報交換を密にするとともに、ボランティアの育成に

努め、その活動を支援する。

⑨ 障害のある子どもの健やかな成長を支援するため、幼児期からの教育・保育等、子育て支援に関するサービスの充実や環境整備に努める。

※ 「バリアフリー」とは、

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリアー）となるものを除去することです。

建物内の段差などの物理的な障壁を除去することをいう場合が多いのですが、障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という、より広い意味でも用いられています。

※ 「ユニバーサルデザイン」とは

年齢や能力、状況などにかかわらず、できるだけ多くの人が使いやすいように製品や建物、環境をデザインするという考え方です。

※本計画書では「障害」の「害」の字を、法律やその他の計画等に基づき漢字表記とします。

☆ 障害者の権利に関する宣言 昭和 50（1975）年

☆ 国際障害者年 昭和 56（1981）年

☆ 障害者の日 12月9日

☆ 障害者週間 12月3日～9日

☆ 障害者雇用促進月間 9月1日～30日

☆ 知的障害福祉月間 9月1日～30日

☆ 宿毛市障害者福祉に関する新長期計画

平成 8（1996）年度～平成 17（2005）年度

☆ 幡多西部障害者計画 平成 23（2011）年度策定

→第 2 期幡多西部障害者計画

（平成 30（2018）年度～令和 5（2023）年度）

※宿毛市・大月町・三原村による共同策定

☆ 宿毛市障害福祉計画 平成 18（2006）年度策定

→第 6 期宿毛市障害福祉計画・第 2 期宿毛市障害児福祉計画

（令和 3（2021）年度～令和 5（2023）年度）

☆ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

平成 28（2016）年

市民意識調査結果表

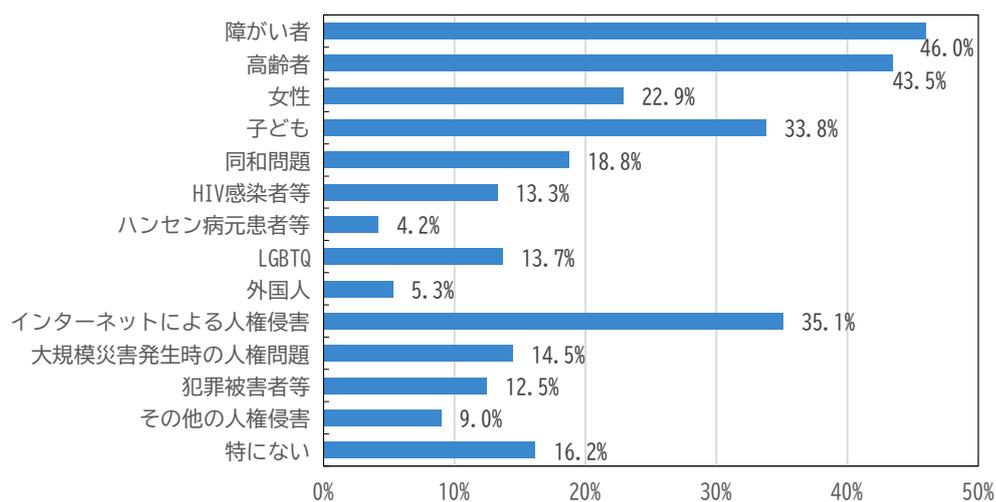
問 4 あなたが関心のある人権課題はどれですか。

【〇はいくつでも】

■全体

「障がい者」が46.0%と最も高く、次いで「高齢者」が43.5%、「インターネットによる人権侵害」35.1%、となっている。

カテゴリ	件数	全体	無回答 除外
①障がい者	353	44.9%	46.0%
②高齢者	334	42.4%	43.5%
③女性	176	22.4%	22.9%
④子ども	259	32.9%	33.8%
⑤同和問題（部落差別問題）	144	18.3%	18.8%
⑥HIV感染者等	102	13.0%	13.3%
⑦ハンセン病元患者等	32	4.1%	4.2%
⑧LGBTQ（性自認・性の多様性）	105	13.3%	13.7%
⑨外国人	41	5.2%	5.3%
⑩インターネットによる人権侵害	269	34.2%	35.1%
⑪大規模災害発生時の人権問題	111	14.1%	14.5%
⑫犯罪被害者等	96	12.2%	12.5%
⑬その他の人権問題	69	8.8%	9.0%
⑭特にない	124	15.8%	16.2%
<無回答>	20	2.5%	
合計	787		767



【参考】高知県調査

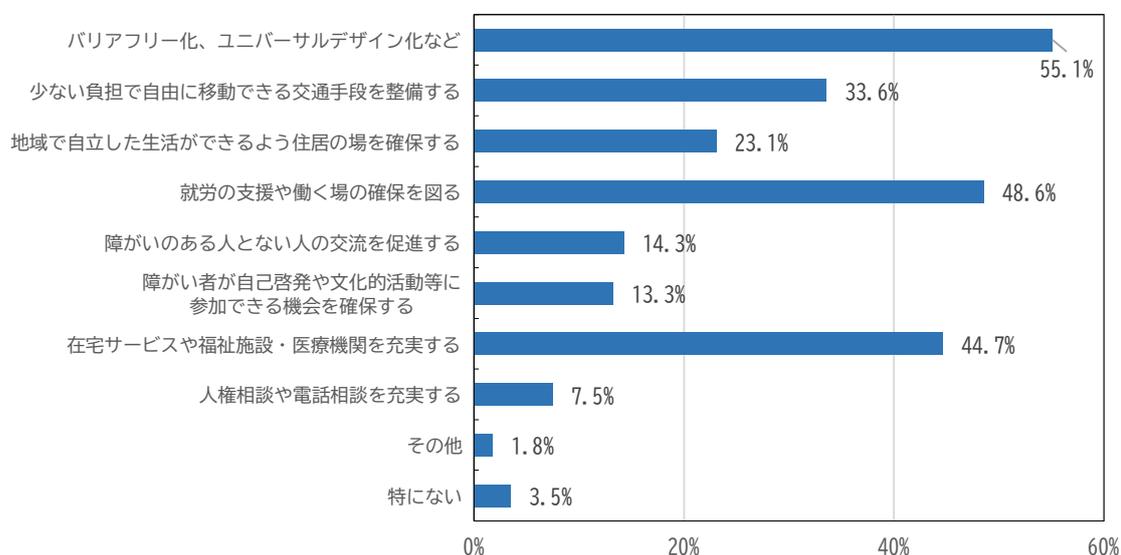
障がい者 47.6%、高齢者 43.3%、インターネットによる人権侵害 42.4%、子ども 36.9%

問 9 あなたは、障がい者の人権を守るために特に必要なことはどのようなことだと思いますか。 【〇は3つ以内】

■全体

「バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など」が55.1%と最も高く、次いで「就労の支援や働く場の確保を図る」48.6%、「在宅サービスや福祉施設・医療機関を充実する」44.7%となっている。

カテゴリ	件数	全体	無回答除外
①道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化	419	53.2%	55.1%
②少ない負担で自由に移動できる交通手段を整備する	256	32.5%	33.6%
③地域で自立した生活ができるよう住居の場を確保する	176	22.4%	23.1%
④就労の支援や働く場の確保を図る	370	47.0%	48.6%
⑤障がいのある人とない人の交流を促進する	109	13.9%	14.3%
⑥障がい者が自己啓発や文化的活動等に参加できる機会を確保する	101	12.8%	13.3%
⑦在宅サービスや福祉施設・医療機関を充実する	340	43.2%	44.7%
⑧人権相談や電話相談を充実する	57	7.2%	7.5%
⑨その他	14	1.8%	1.8%
⑩特にない	27	3.4%	3.5%
<無回答>	26	3.3%	
合計	787		761



【参考】高知県調査

バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など 43.6%

就労の支援や働く場の確保を図る 50.9%

ホームヘルプサービスやデイサービスなどの生活支援を推進する 29.4%

(6) 外国人

現状と課題

近年の国際化の進展に伴って、わが国に在住する外国人が年々急増し、世界のさまざまな国の人々との交流が進む一方、わが国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等に対する差別のほか、言語・文化・習慣・価値観等の相互理解が不十分であることなどに起因した、外国人に対する偏見や差別等の人権問題が生じています。

特に、特定の国籍や民族の人々を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）がマスメディアやインターネット等で大きく報道され社会問題となっており、平成28（2006）年「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行されました。

外国籍の市民が、外国人労働者として、また、日本人との婚姻などにより増加傾向にありますが、雇用が不安定であったり、言語の問題による意思疎通のむずかしさなどから、職場や地域で不利益を被ったり、基本的人権が保障されないという事態も発生しています。

令和2（2020）年度に実施した「人権に関する市民アンケート調査」結果では、「外国人の人権を守るために特に必要なことは」という問いに対し、「異文化に対する理解や尊重に向けた教育・啓発活動を推進する」と回答した人の割合が6割近くと最も高く、次いで「異文化理解のため、外国人との交流を促進する」「日本人と同等にサービスを受けられるようにする」の順となっています。

今後は、歴史的経緯を正しく理解し、在日韓国・朝鮮人等に対する偏見や差別意識を克服するとともに、人種、民族、国籍などの固定的な考えにとらわれず、互いに信頼しあうことのできる社会の実現を目指します。

今後の取り組み

- ① 外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化や多様性を認め、尊重するなど、人権意識の高揚を図るための啓発活動を推進する。
- ② 小・中学校へ外国語指導助手（ALT）を派遣し、国際理解教育と英語教育の充実に努める。
- ③ 多様な文化や慣習についての学習機会の増大や教育の充実に努めるとともに、外国人にとっても「住みやすいまちづくり」を推進する。

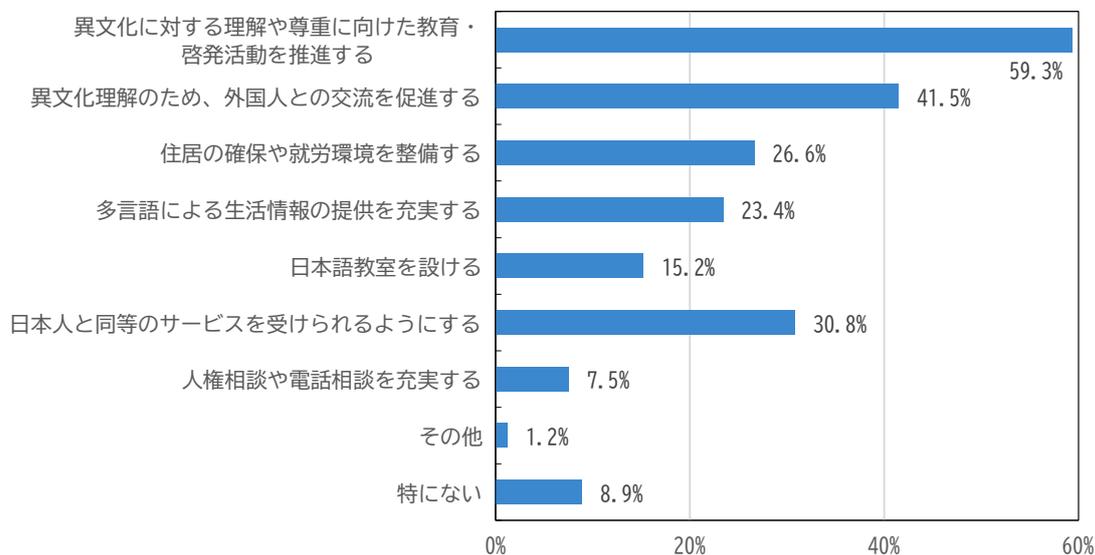
市民意識調査結果表

問 23 あなたは、外国人の人権を守るために特に必要なことはどのようなことだと思いますか。 【〇は3つ以内】

■全体

「異文化に対する理解や尊重に向けた教育・啓発活動を推進する」が59.3%と最も高く、次いで「異文化理解のため、外国人との交流を促進する」41.5%、「日本人と同等のサービスを受けられるようにする」30.8%となっている。

カテゴリ	件数	全体	無回答除外
①異文化に対する理解や尊重に向けた教育・啓発活動を推進する	449	57.1%	59.3%
②異文化理解のため、外国人との交流を促進する	314	39.9%	41.5%
③住居の確保や就労環境を整備する	201	25.5%	26.6%
④多言語による生活情報の提供を充実する	177	22.5%	23.4%
⑤日本語教室を設ける	115	14.6%	15.2%
⑥日本人と同等のサービスを受けられるようにする	233	29.6%	30.8%
⑦人権相談や電話相談を充実する	57	7.2%	7.5%
⑧その他	9	1.1%	1.2%
⑨特にない	67	8.5%	8.9%
<無回答>	30	3.8%	
合計	787		757



【参考】高知県調査

異文化に対する理解や尊重に向けた教育・啓発活動を推進する 44.8%

異文化理解のため、外国人との交流を促進する 39.7%

(7) HIV 感染者等

現状と課題

現在、様々な病気、特にエイズ、ハンセン病などの感染症に対する正しい知識と理解が十分に普及しているとはいえ、感染症にかかった患者や家族等に対する差別や偏見が今なお根強く残っています。

また、令和 2（2020）年の新型コロナウイルス感染症の世界的流行においても、感染された方をはじめ、その家族や治療にあたられている医療従事者の方に対しての、誹謗中傷等の人権侵害が問題になりました。

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）は、他のウイルスなどに比べ感染力は極めて弱いうえ、感染経路も限られ、日常的な接触では感染しないことがわかっており、近年では、抗 HIV 療法の進歩等により、生命予後も改善され発病を抑えることも可能になってきています。

そういった中でも、依然、感染症に対しての正しい知識と理解の普及は十分とは言えない状況にあり、今後も偏見や差別を無くすための啓発活動の推進を図る必要があります。

また、ハンセン病は、「らい菌」によって生じる感染症ですが、感染力が弱く、殆んど発病の危険性はありません。今日では優れた治療薬が開発され完治する病気となっています。

しかし、長年にわたりハンセン病患者やその家族までもが差別され「故郷」を奪われ「人として生きる権利」を奪われてきました。さらに、現在もなお、家族関係の断絶や社会復帰が困難な状況におかれている方も少なくありません。

令和 2（2020）年度に実施した「人権に関する市民アンケート調査」結果では、「ハンセン病元患者等の人権を守るために特に必要なことは」という問いに対し、「ハンセン病の正しい情報の提供や理解を深める教育・啓発活動を推進する」と回答した人の割合が約 8 割と最も高くなっております。

今後は、感染症等に対する正しい知識や予防の一層の普及、啓発を通じて、エイズ患者や HIV 感染者、ハンセン病患者等に対する差別や偏見を払拭し、誰もが安心して共に生きていける社会づくりに努めます。

今後の取り組み

- ① エイズやハンセン病等に対する正しい理解を深めるため、市民に対する教育・啓発に取り組む。
- ② 学校教育におけるエイズ等感染症の正しい知識を身につける教育の推進、及び指導者の人権意識の高揚を図るための研修を充実させる。
- ③ HIV 感染者等への相談体制の充実に努める。

※「HIV」とは

ヒト免疫不全ウイルスのことです。HIV に感染した状態を HIV 感染症とい

います。HIVに感染してもすぐにエイズを発症するものではありません。

※「エイズ（AIDS）」とは

後天性免疫不全症候群のことです。HIV感染により免疫力が低下し、発症の目安とされる23種類の病気（エイズ指標疾患）を発症した場合、エイズと診断されます。

※ 「ハンセン病」とは、

ノルウェーのハンセン医師が発見した「らい菌」という細菌による感染症。かつては「らい病」と呼ばれていた。感染力が非常に弱く、感染する可能性は殆んど無く、今日では治療法が進歩し、完治する病気です。

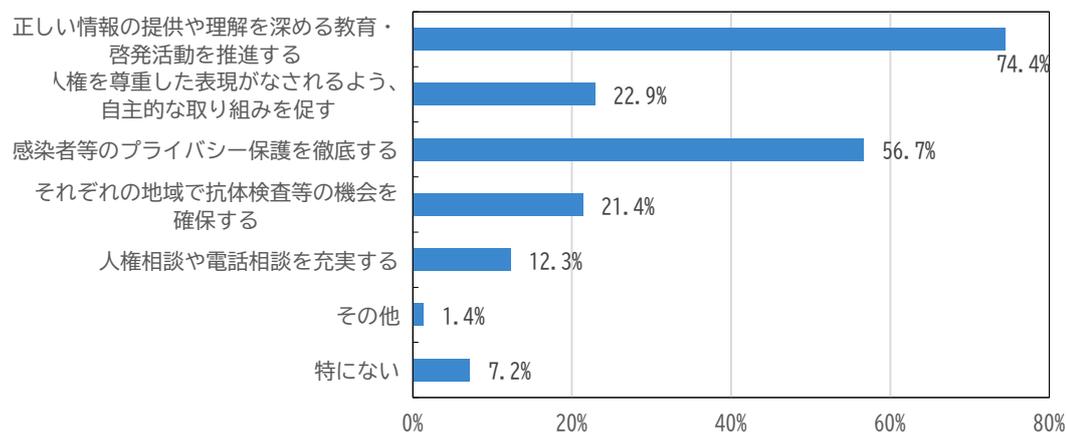
市民意識調査結果表

問 20 あなたは、HIV 感染者等の人権を守るために特に必要なことはどのようなことだと思いますか。 【〇は 3 つ以内】

■全体

「正しい情報の提供や理解を深める教育・啓発活動を推進する」が 74.4%で最も高く、次いで「感染者等のプライバシー保護を徹底する」56.7%、「人権を尊重した表現がなされるよう、自主的な取り組みを促す」22.9%となっている。

カテゴリ	件数	全体	無回答除外
①感染者等について正しい情報の提供や理解を深める教育・啓発活動を推進する	568	72.2%	74.4%
②感染者等の人権を尊重した表現がなされるよう、テレビ・雑誌・インターネット等メディアの自主的な取り組みを促す	175	22.2%	22.9%
③感染者等のプライバシー保護を徹底する	433	55.0%	56.7%
④それぞれの地域で抗体検査等の機会を確保する	163	20.7%	21.4%
⑤人権相談や電話相談を充実する	94	11.9%	12.3%
⑥その他	11	1.4%	1.4%
⑦特にない	55	7.0%	7.2%
<無回答>	24	3.0%	
合計	787		763



【参考】高知県調査

正しい情報の提供や理解を深める教育・啓発活動を推進する 61.8%

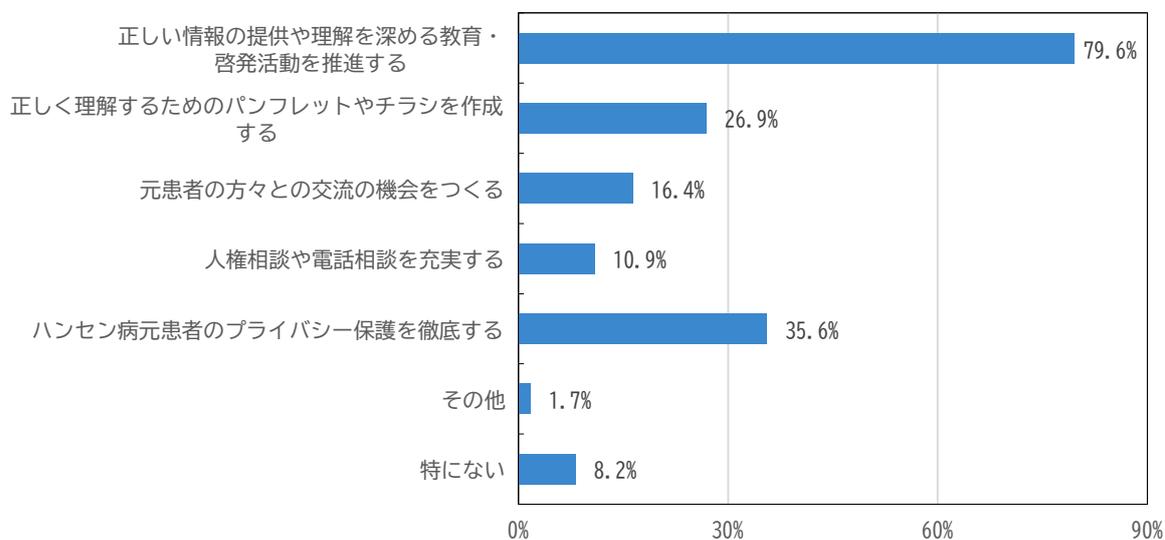
感染者等のプライバシー保護を徹底する 35.5%

問 21 あなたは、ハンセン病元患者等の人権を守るために特に必要なことはどのようなことだと思いますか。 【〇は3つ以内】

■全体

「正しい情報の提供や理解を深める教育・啓発活動を推進する」が79.6%で最も高く、次いで「ハンセン病元患者等のプライバシー保護を徹底する」35.6%、「正しく理解するためのパンフレットやチラシを作成する」26.9%となっている。

カテゴリ	件数	全体	無回答除外
①ハンセン病の正しい情報の提供や理解を深める教育・啓発活動を推進する	603	76.6%	79.6%
②ハンセン病を正しく理解するためのパンフレットやチラシを作成する	204	25.9%	26.9%
③ハンセン病への理解を深めるため元患者の方々との交流の機会をつくる	124	15.8%	16.4%
④人権相談や電話相談を充実する	83	10.5%	10.9%
⑤ハンセン病元患者のプライバシー保護を徹底する	270	34.3%	35.6%
⑥その他	13	1.7%	1.7%
⑦特になし	62	7.9%	8.2%
<無回答>	29	3.7%	
合計	787		758



【参考】高知県調査

正しい情報の提供や理解を深める教育・啓発活動を推進する 60.4%

正しく理解するためのパンフレットやチラシを作成する 20.4%となっている。

(8) 犯罪被害者等

現状と課題

犯罪被害者とその家族は、犯罪そのものによる身体的、精神的な被害だけでなく、治療のための通院や捜査、裁判手続きのための時間的な負担や、収入の途絶、医療費の問題などの経済的な問題、さらには、再び被害に遭うのではないかと不安感や、過剰な取材や報道などの、被害後に生じる様々な問題（二次被害）にも直面しています。

国では、犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るための施策を総合的かつ計画的に実施していくため、宿毛市名誉市民であります岡村勲弁護士も成立に尽力された「犯罪被害者等基本法」が平成 17（2005）年に施行され、同法に基づき「犯罪被害者等基本計画」が策定され、具体的な支援の取り組みを行っています。

また、高知県においても、令和 2（2020）年 4 月に「高知県犯罪被害者等支援条例」が制定され、犯罪被害者が必要な支援を被害直後から途切れることなく行うことができる体制づくりを構築し、支援の充実に努めています。

本市においても、総合的対応窓口を設置し、高知県警やこうち被害者支援センター、高知県女性相談支援センター、医療機関等との連携のもと、具体的な支援に努めています。

令和 2（2020）年度に実施した「人権に関する市民アンケート調査」結果では、「犯罪被害者等の人権を守るために特に必要なことは」という問いに対し、「精神的被害に対応するためのカウンセリングを行う」と回答した人の割合が最も高く、次いで「犯罪被害者等に対する理解や知識を深めるための教育・啓発活動を推進する」、「犯罪被害者等に配慮した報道や取材を行う」の順となっています。

事件や事故が毎日のように発生している今日では、誰もが犯罪被害者等になる可能性があります。犯罪被害者やその家族がおかれている状況を理解し、少しでも平穏な生活が取り戻せるよう配慮することが必要となっています。

今後の取り組み

- ① 他者を思いやる気持ちや相手の立場に立って考える教育・啓発を推進する。
- ② 犯罪被害者等への理解を促進する広報活動に努める。
- ③ 犯罪被害者等からの相談窓口として適切に対処するとともに、各種関係機関と連携を図りながら、途切れることのない支援の充実に努める。

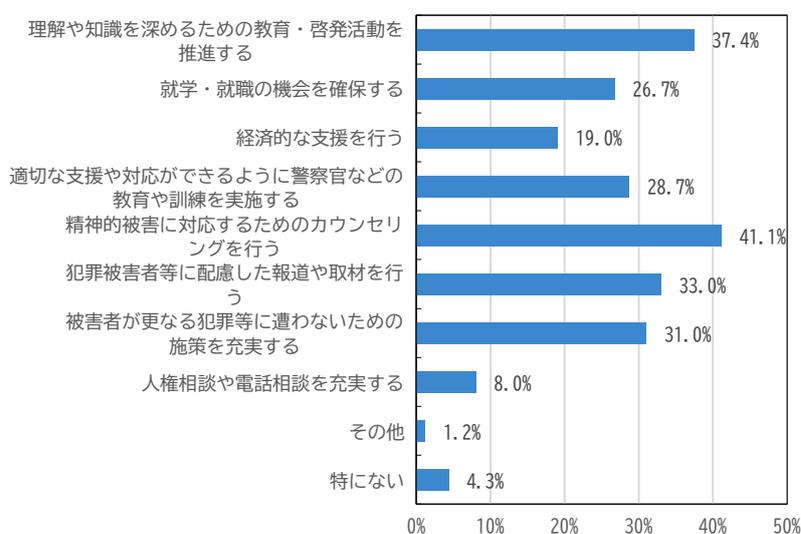
市民意識調査結果表

問 26 あなたは、犯罪被害者等(被害者やその家族・遺族)の人権を守るために特に必要なことはどのようなことだと思いますか。 【○は3つ以内】

■全体

「精神的被害に対応するためのカウンセリングを行う」が41.1%と最も高く、次いで「理解や知識を深めるための教育・啓発活動を推進する」37.4%、「犯罪被害者等に配慮した報道や取材を行う」33.0%となっている。

カテゴリ	件数	全体	無回答除外
①犯罪被害者等に対する理解や知識を深めるための教育・啓発活動を推進する	280	35.6%	37.4%
②就学・就職の機会を確保する	200	25.4%	26.7%
③経済的な支援を行う	142	18.0%	19.0%
④犯罪被害者等の立場に立って適切な支援や対応ができるように警察官などの教育や訓練を実施する	215	27.3%	28.7%
⑤精神的被害に対応するためのカウンセリングを行う	308	39.1%	41.1%
⑥犯罪被害者等に配慮した報道や取材を行う	247	31.4%	33.0%
⑦被害者が更なる犯罪等に遭わないための施策を充実する	232	29.5%	31.0%
⑧人権相談や電話相談を充実する	60	7.6%	8.0%
⑨その他	9	1.1%	1.2%
⑩特にない	32	4.1%	4.3%
<無回答>	38	4.8%	
合計	787		749



【参考】高知県調査

精神的被害に対応するためのカウンセリングを行う 33.4%、理解や知識を深めるための教育・啓発活動を推進する 28.8%、犯罪被害者等に配慮した報道や取材を行う 34.5%

(9) インターネットによる人権侵害

現状と課題

インターネットによりコミュニケーションの輪が広がり利便性が向上した反面、インターネットを悪用した行為が増えており、電子掲示板やホームページに他人を誹謗中傷する表現や、人権やプライバシーの侵害につながる情報が流出する事例が増加しています。

部落差別（同和問題）に関して差別を助長するような内容の書込みや、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）、また、近年特に問題となっている児童ポルノは、それ自体が子どもの人権擁護上許されるものではありません。

こうした中、国においては、平成 26（2014）年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）の特例及び「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」が制定され、令和 2（2020）年 9 月には「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」が取りまとめられました。

本市においても、令和元（2019）年 9 月に発覚した、インターネット上への部落差別書込みについて、令和 2（2020）年 2 月、法務省に対し救済手続きの申告書を提出し、プロバイダ等に対しその情報の削除を依頼するなどの対策を行いました。

令和 2（2020）年度に実施した「人権に関する市民アンケート調査」結果では、「インターネットによる人権侵害を解決するために特に必要なことは」という問いに対し、「インターネット利用者に対して、個人のプライバシーや名誉に関し、正しく理解するための教育・啓発活動を推進する」と回答した人の割合が 57.6%と最も高く、次いで「違法な情報発信者に対する監視・取り締まりを強化する」「利用者やプロバイダ等に対し情報の停止、削除を求める」の順となっています。

インターネットの利用者一人ひとりが、その特性と影響を十分に理解し、利用上のルールやマナーの遵守、個人のプライバシーへの配慮等、正しい知識と理解を深めることが何より大切で、真実ではない情報や、人権侵害にあたる書込み等があった場合は、投稿の削除要請のみならず、それにより名誉を傷つけられた場合の救済手続き等についても検討が必要となっています。

今後の取り組み

- ① インターネットに関する正しい知識を身につけ、情報の収集や発信において、利用者のモラルを高め、ルールやマナーを遵守する啓発活動を推進する。
- ② インターネットによる人権侵害について、関係機関や団体等と連携し、相談体制の充実に努める。
- ③ インターネットによる人権侵害のおそれがある書込み等があった場合は、削除要請等の適切な対応に努める。

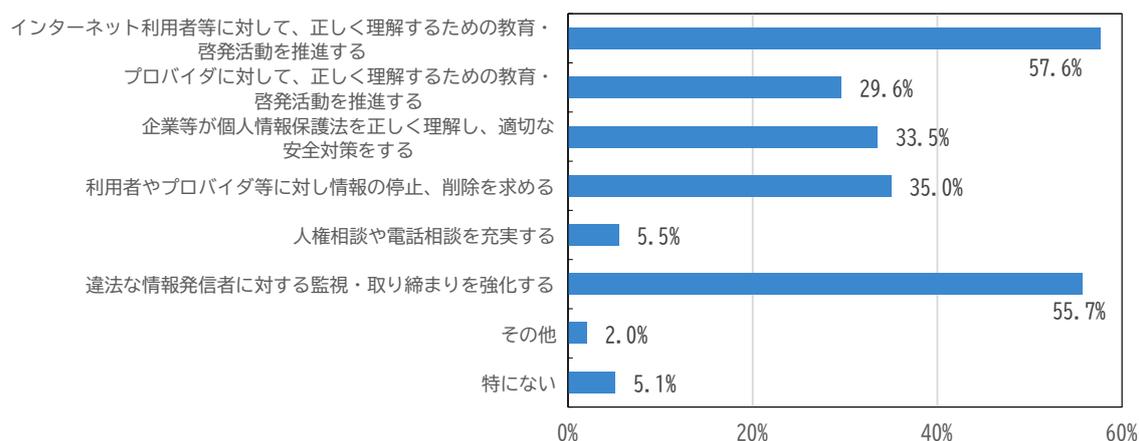
市民意識調査結果表

問 24 あなたは、インターネットによる人権侵害を解決するために特に必要なことはどのようなことだと思いますか。【〇は3つ以内】

■全体

「インターネット利用者に対して、正しく理解するための教育・啓発活動を推進する」が57.6%と最も高く、次いで「違法な情報発信者に対する監視・取り締まりを強化する」55.7%、「利用者やプロバイダ等に対し情報の停止、削除を求める」35.0%となっている。

カテゴリ	件数	全体	無回答除外
①インターネット利用者等に対して、個人のプライバシーや名誉に関し、正しく理解するための教育・啓発活動を推進する	428	54.4%	57.6%
②プロバイダ（インターネット接続業者）に対して、個人のプライバシーや名誉に関し、正しく理解するための教育・啓発活動を推進する	220	28.0%	29.6%
③企業等が個人情報保護法を正しく理解し、適切な安全対策をする	249	31.6%	33.5%
④利用者やプロバイダ等に対し情報の停止、削除を求める	260	33.0%	35.0%
⑤人権相談や電話相談を充実する	41	5.2%	5.5%
⑥違法な情報発信者に対する監視・取り締まりを強化する	414	52.6%	55.7%
⑦その他	15	1.9%	2.0%
⑧特にない	38	4.8%	5.1%
<無回答>	44	5.6%	
合計	787		743



【参考】高知県調査

インターネット利用者やプロバイダ等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進する 41.6%、違法な情報発信者に対する監視・取り締まりを強化する 56.5%、利用者やプロバイダ等に対し情報の停止、削除を求める 45.0%

(10) 災害と人権

現状と課題

平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災では、避難生活の中で、特別な支援や配慮を必要とする災害時の要配慮者や、女性への配慮が行き届かない状況が問題になりました。

こうした状況を踏まえ、国においては、平成 23（2011）年 12 月及び平成 24（2012）年 9 月の中央防災会議において、「防災基本計画」が修正され、避難所での女性や子育て家庭のニーズへの配慮、応急仮設住宅の運営管理及び復旧・復興の場における女性の参画の推進等が位置付けられました。

また、福島第一原子力発電所の事故では、放射能汚染を理由とする被災者の子どもへのいじめをはじめ、様々な風評被害が発生するなど、災害時における人権問題が顕在化しました。こうした事態に対しても、平成 29（2017）年に「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」で避難している児童生徒に対するいじめ防止のための法律が位置づけられ、「いじめ防止のための基本的な方針」の改訂にも盛り込まれました。

令和 2（2020）年度に実施した「人権に関する市民アンケート調査」結果では、「大規模災害発生時において人権に配慮するために特に必要なことは」という問いに対し、「被災者に確実に支援や情報が行き届くようにする」と回答した人の割合が約 7 割と最も高く、次いで「行政の職員や避難所の運営にあたる住民が災害時における人権の配慮についての認識を十分にもつ」「通常時から災害時における人権への配慮についての理解を深めるための教育・啓発活動を推進する」の順となっています。

本市においても、防災・災害対策の万全を期することを目的に、「宿毛市地域防災計画」を策定するとともに、避難行動要支援者の個別避難計画の作成・見直し・避難訓練の支援や、福祉避難所の協定を結ぶなどの体制づくり、避難所運営の手引きの改訂や運営訓練の実施等、災害時の人権に配慮した施策を推進しています。

今後も、ハード・ソフト両面で、災害時や災害後においても人権に配慮した対応ができるように、全ての人のプライバシーが守られ、人権が尊重されるための取り組みを推進していくことが必要です。

今後の取り組み

- ① 学校等において、災害時、自らの命を大切にすることはもちろん、他者の生命や人権も大切にすることを教育を推進する。
- ② 災害時に、全ての人の人権が適切に守られるよう、市民一人ひとりが人権への配慮についての認識を深める啓発活動を推進する。
- ③ 多様な避難者を想定した訓練の実施や、多様な視点による地域の実情に応じた避難計画及び避難所運営マニュアルの作成を推進する。

- ④ 災害時の相談、支援、情報伝達、避難所などの体制の構築や運営にあたっては、被災者の人権に十分配慮しながら実施する。

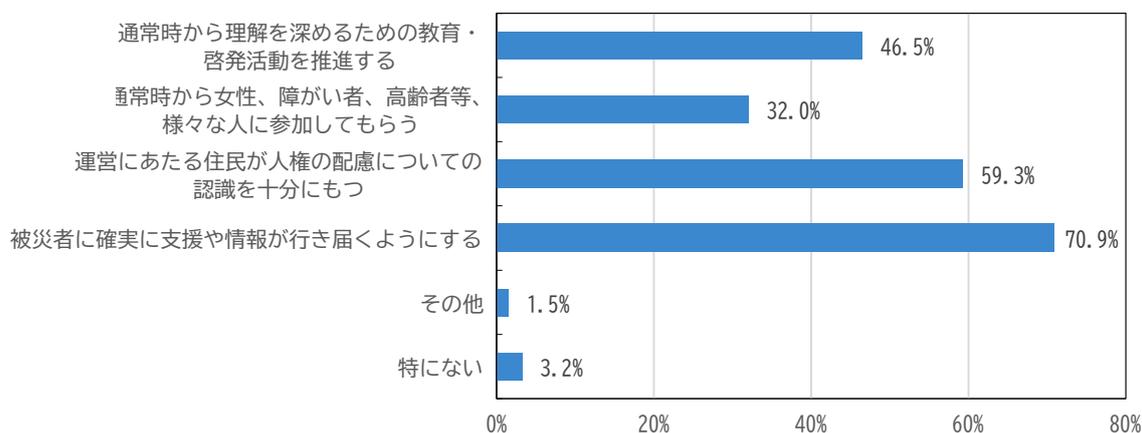
市民意識調査結果表

問 25 あなたは、地震や台風など大規模災害発生時において、人権に配慮するために特に必要なことはどのようなことだと思いますか。【〇は3つ以内】

■全体

「被災者に確実に支援や情報が行き届くようにする」が70.9%で最も高く、次いで「運営にあたる住民が人権の配慮についての認識を十分にもつ」59.3%、「通常時から理解を深めるための教育・啓発活動を推進する」46.5%となっている。

カテゴリ	件数	全体	無回答除外
①通常時から災害時における人権への配慮についての理解を深めるための教育・啓発活動を推進する	352	44.7%	46.5%
②通常時から自主防災組織等に女性、障がい者、高齢者等、様々な人に参加してもらう	242	30.7%	32.0%
③行政の職員や避難所の運営にあたる住民が災害時における人権の配慮についての認識を十分にもつ	449	57.1%	59.3%
④被災者に確実に支援や情報が行き届くようにする	537	68.2%	70.9%
⑤その他	11	1.4%	1.5%
⑥特にない	24	3.0%	3.2%
<無回答>	30	3.8%	
合計	787		757



【参考】高知県調査

被災者に確実に支援や情報が行き届くようにする 36.6%、運営にあたる住民が人権の配慮についての認識を十分にもつ 36.6%、通常時から理解を深めるための教育・啓発活動を推進する 24.6%

(11) 性的指向・性自認

現状と課題

人の恋愛や性愛の対象（性的指向）は様々で、異性愛の人、同性愛の人、両性愛の人などがいます。また、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識、いわゆる性自認（心の性）が一致しないため、社会生活に支障が生じる性同一性障害の人もいます。こうした多様な性に対する無関心や誤った認識が、偏見や差別を生み出し、性的少数者が、職場や学校などで不適切な扱いを受け、生きづらさを感じていることがあります。

性の在り方に関しては、性的マイノリティ（少数派の人々）を総称する言葉として、「LGBTQ」という言葉が広まりつつありますが、近年では、「SOGI（性的指向・性自認）」という言葉が使われるようになり、少数派と多数派に分けるのではなく、多様な性的指向や性自認、全ての人のセクシャリティを表現する言葉を用いることが増えてきました。

現在、日本における、性的マイノリティの人口比率の割合は、3～10%と推定されていますが、そういった人々に対する偏見は根深く、正しい理解がないために、職場や学校生活で差別的な扱いを受けることが少なくありません。

令和2（2020）年度に実施した「人権に関する市民アンケート調査」結果では、「LGBTQの人権を守るために特に必要なことは」という問いに対し、「LGBTQについてのただししい情報の提供や理解を深める教育・啓発を推進する」と回答した人の割合が64.7%と最も高く、次いで「学校の制服等を、生まれ持ったの性別ではなく、本人の意思で選択し着用することができるようにする」「LGBTQの人権を尊重した表現がなされるよう、テレビ・雑誌・インターネット等、メディアの自主的な取り組みを促す」の順となっています。

今後は、性的指向・性自認を理由とする差別や偏見をなくするために、多様な性の在り方について理解を広めるとともに、性的マイノリティやその家族が、差別的な待遇を受けたとき等の、相談体制の充実を図る必要があります。

今後の取り組み

- ① 学校教育の中で、児童生徒の発達段階に応じて、多様な性について理解を深める教育を深めるとともに、教職員に対し研修等において資質向上を図り、児童生徒に適切な支援を行えるような支援体制の充実を図る。
- ② 社会教育諸学級や、事業所などにおいて、多様な性の在り方について理解を深めるため、学習機会の充実と提供を図る。
- ③ 性的マイノリティやその家族が抱える困難を理解し、関係機関が連携し、相談者の立場に立った、相談・支援体制の充実を図る。

※ 「LGBTQ（性的マイノリティ）」とは

レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（生まれたときの性別と自認する性別が一致し

ない人)、クエスチョニング(自分自身のセクシャリティを決められない、分からない、または決めない人)など、性的マイノリティの方をあらわす総称です。

※「SOGI」とは

性的指向及び性自認のことで、性的マイノリティの人のみならず、異性愛者の人や身体的性別に違和感を持ってない人も含むすべての人が対象になる言葉です。

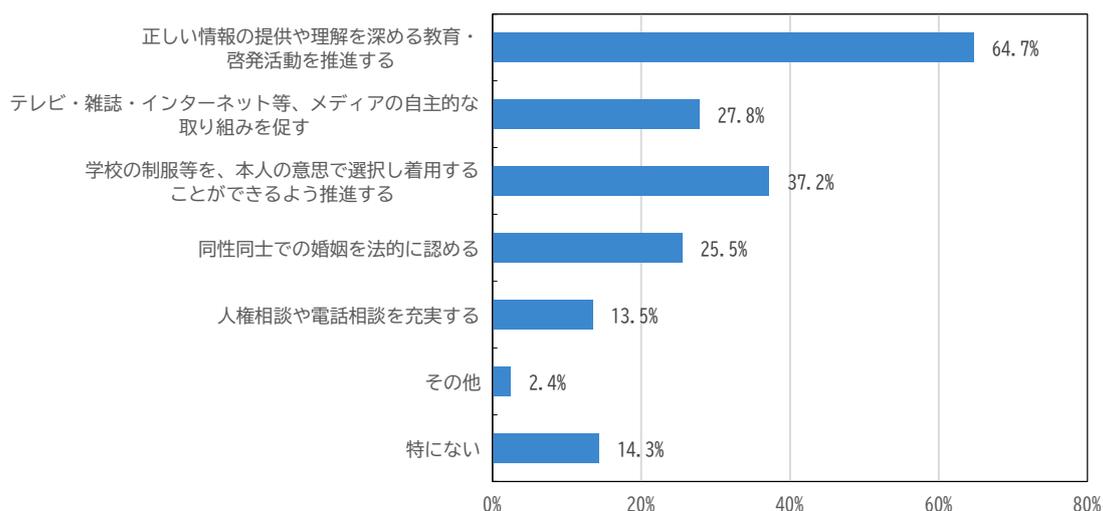
市民意識調査結果表

問 22 あなたは、LGBTQ の人権を守るために特に必要なことはどのようなことだと思いますか。 【〇は3つ以内】

■全体

「正しい情報の提供や理解を深める教育・啓発活動を推進する」が64.7%で最も高く、次いで「学校の制服等を、本人の意思で選択し着用することができるよう推進する」37.2%、「テレビ・雑誌・インターネット等、メディアの自主的な取り組みを促す」27.8%、「同性同士での婚姻を法的に認める」25.5%となっている。

カテゴリ	件数	全体	無回答除外
①LGBTQ についての正しい情報の提供や理解を深める教育・啓発活動を推進する	480	61.0%	64.7%
②LGBTQ の人権を尊重した表現がなされるよう、テレビ・雑誌・インターネット等、メディアの自主的な取り組みを促す	206	26.2%	27.8%
③学校の制服等を、生まれ持ったの性別ではなく、本人の意思で選択し着用することができるよう推進する	276	35.1%	37.2%
④同性同士での婚姻を法的に認める	189	24.0%	25.5%
⑤人権相談や電話相談を充実する	100	12.7%	13.5%
⑥その他	18	2.3%	2.4%
⑦特にない	106	13.5%	14.3%
<無回答>	45	5.7%	
合計	787		742



(12) その他の人権課題

現状と課題

これまでにあげた個別の人権問題のほかにも、社会には地域の特性や社会情勢を背景とした様々な人権問題が存在します。

こうした人権課題についても、国や県、関係機関と連携を図りながら、法改正や社会情勢の変化など、状況に応じて必要な施策を展開し、正しい理解と認識が深まるよう啓発活動を推進していきます。

①アイヌの人々

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・催事等、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難く、迫害などにより長く差別と困窮を強いられてきました。

令和元（2019）年「アイヌ民族支援法」（アイヌ新法）では、アイヌ民族を初めて先住民族と明記し、従来の文化振興や福祉施策に加えて、地域や産業の振興などを含めたさまざまな課題を解決することを目的とし、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現に向けた施策を推進していくことが定められており、アイヌの人々に対する理解と認識を深める取り組みの推進が求められています。

②刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職についての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人たちが、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族、職場、地域社会の理解と協力が必要です。これらの人々に対する偏見や差別をなくすため、毎年7月に「社会を明るくする運動」が実施されるなど、様々な取り組みが行われています。

また、平成28（2016）年に、再犯防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止法）が施行され、平成29（2017）年には、今後5年間で国が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ「再犯防止計画」が閣議決定されました。

本市においても、令和4（2022）年に宿毛市再犯防止推進計画を作成するとともに、刑を終えて出所した人が孤立することのないよう、再び社会を構成する一員となることができるよう、偏見や差別の解消に向けた啓発を推進します。

③北朝鮮当局による拉致問題等

北朝鮮当局による日本人拉致は、重大な人権侵害であり、国際社会を挙げて取

り組むべき課題です。

国においては、平成 18（2006）年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国や地方公共団体が、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとしています。

国や県などと連携し、北朝鮮当局による拉致問題等についての関心と認識を深めていく取り組みや啓発が必要です。

④ホームレス

自立の意思がありながら、様々な事情から、路上での生活を余儀なくされる人々が存在しています。ホームレスの人々は偏見や差別の対象になることがあり、嫌がらせや暴行事件なども発生しています。

地域社会においてもこの問題についての理解を深めるとともに、関係機関や団体等と連携を図りながら、様々な支援活動が必要です。

⑤人身取引

性的搾取や強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は重大な犯罪であり、基本的な人権を侵害する深刻な問題です。特に女性や子どもなどが被害者となる場合が多く、日本でも、外国人（特に女性）が強制的に連れてこられ、劣悪な環境・条件で労働を強いられているという事例が報告されており、日本は人身取引の受入国の一つとして、国際社会から批判を受けています。

国は、「人身取引対策行動計画」を策定し、関係省庁が協力してこの問題に取り組んでいます。

⑥他の人権課題

職場のパワー・ハラスメントなどの様々なハラスメントについては、労働者の人権を守るため行政機関や企業等において、ハラスメント問題についての認識を深める啓発、研修や相談窓口の設置などの取り組みが行われています。

また、他にも、自死遺族に対する人権侵害、貧困問題、プライバシーや個人情報保護などの人権課題があり、これらの人権課題に関する取り組みを推進していきます。

計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、人権に関する全庁的な推進体制を整備するとともに、関係機関との緊密な連携を図り、この総合計画に基づく人権教育・啓発を積極的に推進します。

1.市の推進体制

市が行うすべての業務及び施策について、職員一人ひとりが人権尊重の視点に立った行政の推進が図れるよう、同和問題、女性、子ども、高齢者、障がいのある人等に関する人権研修を組織的に実施し、人権意識を高め、人権尊重のまちづくりに努めます。

また、外部の有識者で組織する「宿毛市人権尊重の社会づくり協議会」などの意見もいただきながら、庁内組織の「宿毛市人権行政推進本部」を中心に、関係部局相互の連携・協力のもと、人権施策を総合的かつ効果的に推進します。

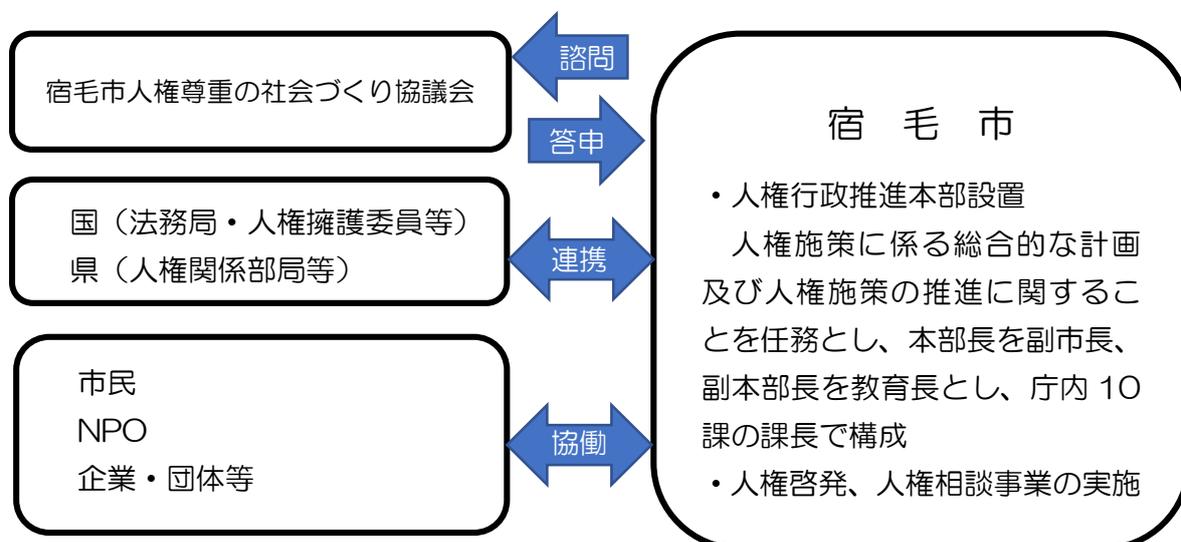
2.国や県等行政機関の連携

本計画の実効性を高めるため、法務局や人権擁護委員などの国の機関、県の人権に関する窓口等と連携を図りながら、効果的な人権施策を推進します。

3.市民・団体等との連携

人権施策の推進は、市民や、各種団体、NPO、企業等による自主的、主体的な活動が不可欠であり、市がこのような活動との連携や支援を図ります。

また、すべての人の人権が尊重される社会の実現のためには、市民自らがその担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めることが重要です。市民一人ひとりが生涯を通じて人権について学び、「お互いを尊重しあい、共に生きる社会づくり」が実現するよう推進します。



資 料 編

宿毛市人権尊重の社会づくり条例

(目的)

第1条 この条例は、日本国憲法及び世界人権宣言を基本理念として、基本的人権が尊重される社会づくりのため、市及び市民(市内に在住する個人並びに市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。以下同じ。)の果たすべき責務を明らかにするとともに、施策の方針に関し必要な事項を定め、同和問題をはじめとするあらゆる人権に関する問題への取組を積極的に推進し、もって真に人権が尊重される明るい社会づくりに寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、人権が尊重される社会の環境づくりと人権意識を高めることを目的とする教育及び啓発に関する施策(以下「人権施策」という。)を積極的に推進し、市行政のあらゆる分野において人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、互いに人権を尊重し、自らが人権を尊重する社会づくりの担い手であることを認識するとともに、人権意識の向上に努めるものとする。

(人権施策に関する総合計画)

第4条 市長は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策に関する総合的な計画を定めるものとする。

(宿毛市人権尊重の社会づくり協議会)

第5条 人権施策の推進に関し、必要に応じて重要事項を調査協議させるため、宿毛市人権尊重の社会づくり協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 市長は、人権施策に関する総合的な計画を定めるに当たっては、あらかじめ協議会の意見を聴くものとする。

3 協議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月20日条例第11号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

宿毛市人権尊重の社会づくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宿毛市人権尊重の社会づくり条例(平成11年宿毛市条例第17号)施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の委員)

第2条 宿毛市人権尊重の社会づくり協議会(以下「協議会」という。)は、委員12人以内とし、人権問題に関し知識・経験を有する者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(委員の任期)

第3条 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、人権推進課において行う。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

宿毛市人権尊重の社会づくり協議会委員名簿

氏 名	備 考（所属団体）
谷 岡 啓 二 郎	学識経験者（宿毛市人権教育研究協議会）
中 川 貢	学識経験者（部落解放同盟宿毛市協議会）
山 本 政 美	学識経験者（宿毛市連合婦人会）
濱 田 周 子	学識経験者（宿毛市民生児童委員協議会）
横 山 昌 二	学識経験者（宿毛中学校）
澤 田 清 隆	学識経験者（宿毛授産園）
河 原 敏 郎	学識経験者（幡多希望の家）
中 野 知 美	学識経験者（大井田病院）
大 塚 勉	学識経験者（宿毛市社会福祉協議会）
畠 山 真 利 子	学識経験者（人権擁護委員）
松 岡 繁 喜	学識経験者（NPO 法人じんけんネットすくも）

（任期 令和4年7月1日～令和6年6月30日）